

「前橋市商工関係小規模事業者集中支援金」Q&A

目次

◆基本事項	1 ページ
◆申請方法	1 ページ
◆支援要件	
○従業員関係	1～2 ページ
○業種、業態関係	2～3 ページ
○他給付金関係	3～4 ページ
○その他	4 ページ
◆申請に必要な書類	4～6 ページ
◆その他	6 ページ

◆基本事項

Q1：どのような条件で支援金がもらえるのか確認したい。

A1：「前橋市商工関係小規模事業者集中支援金【申請要領】」及び付属の「商工関係小規模事業者集中支援金要件確認票」にてご確認ください。

不明点がありましたら、商工関係小規模事業者集中支援金電話対応コーナー（電話番号027-898-2661）へお問合せください。

◆申請方法

Q1：窓口はどこにありますか。

A1：感染症拡大防止のため、窓口は設置しておりません。申請書等の提出は郵送で、お問い合わせは電話対応センター027-898-2661 へお願いします。市役所への直接提出はお受けできません。

◆支援要件

○従業員関係

Q1：「常時雇用する5人以下の従業員」には、アルバイトやパート、専従者も含まれますか。

A1：従業員数は、労働基準法第20条「予め解雇の予告を必要とする者」です。これに該当しない者としては、同法第21条に定められている下記の場合です。

- ①日雇い入れられる者（一カ月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く）
- ②二箇月以内の期間を定めて使用される者（所定の期間を超えて引き続き使用さ

れるに至った場合を除く)

③季節的業務に四カ月以内の期間を定めて使用される者(所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合除く)

④試の使用期間中の者(十四日を超えて引き続き使用されるに至った場合除く)
また、専従者(事業者と生計を一にしている親族、いわゆる家族従業員等)は「5人以下の従業員数」には含まれません。

Q2: 市外の事業所も含めると従業員が5人を超えますが、対象になりますか。

A2: 対象となりません。市内・市外分を合計した従業員数が5人以下の事業者が対象になります。

Q3: 「5人以下の従業員数」はいつ時点の数ですか。

A3: 申請時点の人数を記入してください。

Q4: 「小規模事業者」とありますが、他市の支援金だと製造業や建設業などの場合、従業員20人以下となっていました。前橋市の支援金でもこれと同じ条件ですか。

A4: 中小企業基本法では、卸売業・サービス業・小売業で5人以下、製造業・建設業・運輸業・その他の業種で20人以下の事業所を「小規模企業者」としており、ここに「個人事業者」も含まれることをわかりやすくするため、「小規模事業者」と呼ぶことがあり、ご覧になった他市の事例はこれを条件としているかと思われます。

前橋市の集中支援金では、小規模企業振興基本法で定義する「小企業者」の概念を参考にし、全ての業種において従業員5人以下の事業者を対象とすることにしました。

Q5: 去年の従業員数は6人だったが、申請日時点では5人以下となった。対象になりますか。

A5: 申請日時点で従業員数が5人以下であれば支給の対象となりますが、雇用保険被保険者資格喪失届の写しなど、離職が確認できる書類が必要となります。逆に、申請日時点で従業員が5人を超えている場合は支給の対象になりません。

○業種、業態関係

Q6: 自分がどの業種か分からないのですが、対象になりますか。

A6: 業種は総務省で定めた日本標準産業分類のどの項目に該当するかになります。

(記載するのは大分類、中分類どちらでも可) なお、どの分類に当てはまるか不明な場合は、事業内容を細かく記載してください。

Q7:複数の業種を営んでいる場合、対象外業種が含まれていても対象になりますか。

A7:対象となる業種の事業収入(雑収入や農業収入等は含まない)があれば、一部対象外の業種を営んでいても申請対象事業者となります。

Q8:フランチャイズでコンビニを営んでいます。対象になりますか。

A8:フランチャイズのチェーン店でも、一事業者として事業を行い、事業収入を得て事業をおこなっていて、ほかの要件にも合致していれば対象となります。

Q9:フリーランスで自宅の一部を事務所にしてありますが、支給の対象になりますか。

A9:市内に事業所を置き、事業収入を得て事業を行っていて、ほかの要件にも合致していれば対象になります。

Q10:市内に複数の事業所がありますが、事業所ごとに5万円支給されますか。

A10:市内に複数の事業所があっても1事業者であるため、5万円のみ支給となります。

Q11:複数の法人の事業主として経営しているのですが、それぞれの法人事業者で5万円を受けられますか。

A11:それぞれの事業者が要件に合致すれば、事業者ごとに対象となります。

Q12:特定非営利活動法人(NPO法人)は該当になりますか。

A12:NPO法人であっても事業収入を得ていれば原則として対象となります。ただし、個別法により中小企業者と「みなされた」NPO法人は、一部のみ対象となります。

Q13:個人で土地を貸していますが、対象になりますか。

A13:所得の種類が事業所得(不動産所得ではない)と判断できれば対象となります。申告書の第1表など所得の種類が確認できるものを提出してください。

○他給付金関係

Q14:国の「持続化給付金」と、前橋市の集中支援金は重複して受け取れますか。

A14:国の「持続化給付金」の対象事業者であっても、要件が合えば本制度の対象となります。要件の詳細は申請要領をご覧ください。

Q15：群馬県の「感染症対策事業継続支援金」の対象であるが、申請しません。この支援金は、対象となりますか。

A15：群馬県の「感染症対策事業継続支援金」の対象となる事業者は、申請するか否かに関わらず本制度の対象外となります。

Q16：群馬県の「感染症対策事業継続支援金」の対象者でないことが要件になっていますが、県の要請の対象施設にはなっているものの休業（時間短縮）を全ての期間行っていませんので県の支援金はもらえません。この場合は、前橋市の集中支援金の対象になりますか。

A16：県により休止や営業時間短縮の協力を要請されていた施設を運営している事業者全てが、本制度の対象外となります。

Q17：個人事業主ですが、前橋市から子育て世帯への臨時特別給付金を受給しました。この支援金の対象外になりますか。

A17：子育て世帯への臨時特別給付金は、個人事業主にではなく、個人に給付するため、この支援金への影響はありません。

Q18：新型コロナウイルス感染症の影響による減収が条件ですか。

A18：売上減少など減収の有無は問いません。

Q19：新型コロナウイルス感染症の影響でお客さんが来なくなったので廃業しました。支援金の対象になりますか。

A19：申請時点で営業活動を行っていることが要件となりますので、対象外となります。

○その他

Q20：「市税の滞納がない」とは、どの税を言うのですか。

A20：過去に課税となった全ての市税について滞納が無いことが要件となります。

◆申請に必要な書類について

Q1：確定申告書の控えに税務署の收受印がない場合や、e-Tax の場合はどうしたら良いですか。

A1：確定申告書類の控えは、收受印が押印されているものを提出してください。

收受印が押印されていないものを提出いただいた場合、必要に応じ税関係情報の記録の調査を行い、審査のうえ不支給となることがあります。

e-Tax 等電子申告で書類の控えがない場合は、「受信通知」をあわせて提出してく

ださい。

Q2：確定申告書の写しがありません。どうしたらいいですか。

A2：法人の場合は「法人の設立届（控）の写し」と「直近の月締め帳簿、収支計算書の写し等」、個人事業主の場合は「開業届（控）の写し」と「直近の月締め帳簿、収支計算書の写し等」を提出いただきます。

Q3：確定申告書の写しがないので、開業届（法人の設立届）の写しを提出するとのことですが、開業届（法人の設立届）の写しがありません。どうしたら良いですか。

A3：代わりになる書類として、様式は問いませんが、開業内容を記載した書類を提出してください。

本支援金ホームページ内に記載内容の参考例があります。

具体的には次の事項を記載してください。

「事業所所在地」「所得の種類」「開業日」「事業の概要」の4項目を記入し、

さらに内容に相違ないことを記入するため、

「上記内容に相違ありません。」の一文と「記入日」「住所」「氏名」を記入の上、申請書兼請求書と同じ印を押印してください。

Q4：昨年の確定申告をしていませんので申告書はありませんが、支給の対象になりますか。

A4：今回の支給申請では上記 A2 と同様の書類を提出してください。確定申告は別途行っていただくことになります。

Q5：プリンタがないので申請関係書類が印刷できません。郵送してもらえますか。

A5：郵送には対応していません。市役所1階総合案内隣の「デジタルサイネージスタンド」、12階産業政策課、各支所、各市民サービスセンター、ケービックス元気21前橋1階に設置してあります。

Q6：申請書の記入を間違えてしまいました。どうしたら良いですか。

Q6：二重線を引き、近くに正しい内容を記載してください。二重線の上に申請書と同じ印鑑で押印してください。

Q7：押印はシャチハタでも良いですか。

A7：シャチハタ印のようなゴム印は使用できません。

なお、名称や所在地などの情報は、ゴム印でも構いません。

Q8：振込先は郵便局の口座でもできますか。

A8：郵便局の口座へは振込できません。

「ゆうちょ銀行」の口座であれば振込できます。

Q9：申請書類を折って封筒に入れても大丈夫ですか。

A9：書類は、折って封筒に入れていただいて構いません。

◆その他

Q1：この支援金は課税の対象となりますか。

A1：本制度の支援金は、使途に制約がありません。そのため、税務上、益金（個人事業主の場合は、収入金額）に算定されますので、確定申告の際は事業所得等に区分され課税の対象となります。

《参考》国や県の新型コロナウイルス関連の同種の給付金も、同様の扱いとなっているものがあります。